

射水市告示第180号

射水市地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

平成27年11月24日

射水市長 夏野元志

## 射水市地域おこし協力隊設置要綱

### (設置)

第1条 人口減少及び高齢化が進行する本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、射水市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 協力隊は、次に掲げる地域協力活動を行う。

- (1) 移住促進の支援に関する活動
- (2) 地域の情報発信に関する活動
- (3) 農林水産業の振興に関する活動
- (4) 福祉の向上に関する活動
- (5) その他地域の活性化に資すると市長が認める活動

### (任用)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が任用する。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有する者
- (2) 隊員の任用後に、直ちに住民票を本市へ異動させることが確実な者
- (3) 心身ともに健康で、地域協力活動に意欲及び情熱を有し、かつ、積極的に活動できると認められる者

### (任用期間)

第4条 隊員の任用期間は、1年とし、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、当該期間の途中で任用するときは、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、1年を超えない期間で任用期間を更新することができるものとする。
- 3 前項の規定による任用期間の更新は、最初の任用の日から3年を超えて行うことはできないものとする。

### (賃金等)

第5条 市長は、隊員に予算の範囲内において賃金を支払うものとする。

2 市長は、隊員の活動に必要と認められる経費について、予算の範囲内で負担するものとする。

(解任)

第6条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、これを解任することができる。

- (1) 隊員本人から退任の願い出があった場合
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) 隊員としてふさわしくない行為等があった場合

(守秘義務)

第7条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協力隊に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。